

障害者差別解消条例等調査特別委員会

(平成30年2月13日)

○ 中川雅晶委員長

皆さん、こんにちは。

それでは、定刻となりましたので、障害者差別解消条例等調査特別委員会を開催させていただきたいと思います。

インターネット中継をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

1月18日に開催されました三重県議会の障がい者差別解消条例策定調査特別委員会の資料をタブレットに配信をさせていただいております。

その前にごめんなさい、市民の傍聴の方5名みえていただいているので、ご報告をさせていただきます。

また、竹野委員と樋口委員は少しおくれられるということで連絡をいただいているので、皆さんに報告をさせていただきます。

三重県の障がい者差別解消条例策定調査特別委員会の資料を配信させていただいているし、県の条例の骨子素案に対する補足説明資料が追加されていますので、参考としてごらんくださいますようよろしくお願いをいたします。

また、三重県議会ではあしたの14日に特別委員会が開催予定とされているということもご報告をさせていただきます。

本日はこの条例素案について、それから、前回いただいた条例素案の修正案について、そして、条例の名称についてきょう審議をさせていただきたいというふうに思っております。

また、パブリックコメントの実施について、そして、今後の日程という形で進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。本日は、ぜひきょうでパブリックコメントによる素案をきょうかためていきたいというふうに思っておりますので、どうかご協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

では、前回の委員会で検討項目としてお預かりをさせていただいた事項について正副で整理をさせていただいた修正案及び今回正副で改めて見直しを行いました修正案につきまして資料を配付させていただいておりますので、ごらんいただけますでしょうか。

それでは、順番に修正したところを説明させていただきますのでよろしくお願ひをいたします。

まず、第4条ですが、第4条市の責務、第2項の解説部分についてです。

その第2項関係の3行目から4行目にかけて一つの文章の中に、例えばという文言が重複して入っていたため、後半部分の例えばという文言を削除させていただきました。

それから、16条関係です。ページ4ページの16条関係。

医療、介護に関する合理的配慮、第1項解説部分についてというところで、民生委員児童委員に加え、障害者相談員の皆さんとの連携も大切であるとのご意見がありましたので、解説部分について修正案を作成いたしました。

それから、同じく第16条第3項において、合理的配慮を広げていくには、障害及び障害者に対する理解を深めるための研修も大切であるが、さらに、合理的配慮の取り組みが広がっていくような内容も盛り込んではどうかとの意見がありましたので、条文及び解説部分の修正案を作成させていただきました。大きく変更を加えておりますので、第3項の条文及び解説部分を事務局に朗読させていただきます。

じゃ、中嶋さん、お願いします。

○ 中嶋議会事務局主事

事務局の中嶋です。

それでは、読み上げをさせていただきたいと思います。

第16条の第3項でございます。

第16条第3項、医療及び介護に関する事業者は、障害者が安心して診療及び介護サービスを受けることができるよう、障害の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮、障害者にとって必要な環境の整備並びに障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の実施に努めるものとする。

解説、第3項関係、診療や介護サービスを安心して受けるためには、医療機関や介護施設での受付、診療や介護サービスを受ける際に、自分の体調や症状などを十分に伝えることが必要になりますが、障害の特性や状態によっては、うまく伝えられない場合があります。そのため、医療及び介護に関する事業者は、メモを使ったりしながら、障害者の体調や症状を聴き取るなどの丁寧な配慮が望まれます。

5ページに移ります。

また、障害の特性や状態によっては長時間、待合室で待つことが難しい場合もあります。例えば、別室を案内したり、ＩＣＴ、情報通信技術を活用した予約制度を導入して待ち時

間が少なくなるような環境を整備することも重要です。さらに、先進自治体では、医療関係者が障害に対する正しい知識と理解を深め、適切な配慮を行えるよう、小冊子を作成し、医療機関に配布するなどの取り組みを進めています。医療や介護に關係する事業者がこうした取り組みを参考にして、従事者に対し、障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の実施に努めることで、医療や介護現場での合理的配慮の取り組みが進んでいきます。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

それでは、続きまして、第17条です。6ページですが、福祉、住まいに関する合理的配慮、第1項解説部分についてです。

条文には、自立したという表記がありますが、解説部分にはその内容が含まれなかつたため、解説部分について修正案を作成いたしました。そこに、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう取り組みを進めていきますというところで修正を入れさせていただきました。

同じく第17条の第2項について、先ほど説明しましたが、第16条の医療、介護に関する合理的配慮の第3項と同様、研修だけでなく合理的配慮がさらに広がっていくような内容を盛り込んだ形での修正案ですので、条文及び解説を事務局より朗読させます。

中嶋さん、よろしくお願いします。

○ 中嶋議会事務局主事

では、17条の第2項を読み上げさせていただきます。

第17条第2項、福祉サービスを提供する事業者は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の意思決定への支援、障害の特性に応じた福祉サービスの提供、障害者にとって必要な環境の整備並びに障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の実施に努めるものとする。

解説、第2項関係、福祉施設には、身体障害、視覚、聴覚、言語、肢体不自由、内部疾患など、知的障害、精神障害、発達障害、失語症、難病その他さまざまな障害のある人が訪れます。障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、福祉サービスを提供する事業者においては、利用者一人ひとりの障害の特性をよく考えながら福祉サービスの提供にあたっていただくことが重要です。そのためには、本人の希望や意向などを

丁寧に聴き取りながら、自ら適切なサービスを選ぶことができるよう、そして、障害のない人と同じようにサービスが受けられるよう、障害の特性や状態に応じた適切な福祉サービスの提供や、手すり、スロープ、案内板の設置といった施設環境の整備、さらに障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の実施に努めることで、福祉サービスの現場で合理的配慮の取り組みが進んでいきます。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、次、19条ですが、8ページ、雇用に関する合理的配慮、第1項の解説部分についてです。

障害者が職場に定着するためには、事業者だけでなく家族も含めて関係者が一体となって協力して障害者をさせることも大切であるとのご意見がありましたので、解説部分について修正案を作成させていただきました。

その第2項の部分、関係者が一体となって協力しながらという一文を加えさせていただきました。

それから、次、前文についてですが、前回の議論を受け、この条例において障害を理由とする差別の禁止を明らかにしたほうがよいではないかというご意見を踏まえて、前文案の修正案を作成させていただきました。

これは、特に、最後の部分、ここに、私たちみんなで、障害を理由とする差別を将来にわたって禁じ、お互いに人格と個性を尊重し合いながらともに安心して暮らすことができる、全ての人が人として尊ばれる明るく住みよい社会を着実につくり、将来に引き継いでいくことを決意し、仮称ですが、四日市市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例を制定しますという形で文言を少し修正させていただきました。

きょう、お手元に日本障害フォーラムの作成のパンフレット、それから、四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例、人権が尊重される三重をつくる条例をタブレットに配信をさせていただいているので、ご確認いただけますでしょうか。

この差別の禁止というところで正副で少し整理をさせていただきました。まずは、障害者差別解消法って何というところで、この日本障害フォーラムが作成されている中を見て

いただきますと、障害者差別解消法ってどんな法律というところで、これは一つ障害を理由に差別的取り扱いや権利侵害をしてはいけない、二つ目に社会障壁を取り除くための合理的な配慮をすること、三つ目に国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広める、このことの取り組みを行わなければならないということを定めているのが障害者差別解消法で、障害者差別解消法は、基本法第4条を具体化する法律と、この障害者基本法の第4条というのは差別の禁止ということを明記されております。

ここには、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとなるよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなさらなければならない。国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとすると。

こここの第1項のところに何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別をすることその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないということが明確にここで明記をされていて、その社会的障壁等、合理的配慮をどう進めていくかというのが障害者差別解消法の趣旨であるというところで、そもそもこの障害者基本法にこの差別の禁止というのをうたわれているというところと、なおかつ、四日市市の部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例の中の第3条、市民の責務に、市民は、前条の規定により市が実施する施策に協力するとともに、基本的人権を相互に尊重し、自らも差別及び差別を助長する行為をしてはならないということで、明記をされております。

そういうことから、私たちは今、市のこの条例は政策条例であると、三重県が主につくっておられる理念条例というよりは、政策条例をつくっていこうという趣旨から、その四日市市内というか四日市市の合理的配慮が促進をされて、障害者の差別が解消していくということを基本に置いた条例であるということを明確にする意味においても、この条文に差別の禁止を置くのではなくて、前文、それから基本的理念というところにしっかりと置いて、もう既にある四日市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例の理念、また、趣旨を大切にしながら関係性というところで整理をさせていただいたところでございます。

それから、次に、第2条の定義のところですね、11ページ。

第2条、定義、第3号、障害を理由とする差別について、障害を理由とする差別の定義を障害者差別解消法に準拠した定義に見直した修正案を作成させていただきました。

この11ページの3号のところで、障害でない者と、というところと、により障害者の権利利益を侵害すること、というところを修正させていただきました。

続きまして、第9条、13ページですが、あっせんの申し立て、第1項について、あっせんの申し立ては、申し立ての前に市が事実の確認等を行った後でなければ、申し立てできないことから、原案の第1項に表記していた疑いがある場合は想定できなかったため、削除させていただく修正案を作成させていただきました。

それから、同じく第9条の第3項の解説部分についてです。

この条項は、緊急の必要性があるときには、市による事実確認等を行った後ではなくても例外的にあっせんの申し立てができるなどを定めた規定ですが、その解説部分に緊急の必要性のある場合の一例として、重大な人権侵害が生じるおそれと表記しておりましたが、障害を理由とする差別の解消がこの条例の目的であり、よりその意味合いが出るよう表現を見直した修正案を作成させていただきました。

それから、続きまして、第10条、調査ですが、15ページです。

先ほどご説明しました第9条第3項と同様、この条例は、障害を理由とする差別を解消することが目的であり、よりその意味合いが手続的に保障されるよう見直した修正案を作成させていただきました。

これを読み上げさせていただきますと、第2項、前項の規定にかかわらず、第8条第1項の相談又は情報の提供に係る事案が同条第2項第1号により事実確認された場合において、特に緊急を要し、前項のあっせんの申し立てを待つとまがないときは、市長は、直ちに、当該事案に係る事実について調査を行うものとする。

解説の第2項関係ですが、あっせんの申し立ては、原則として本人の意思により行うものですが、市が第8条の相談又は情報の提供を受け、その事案が事実であったことが確認された場合において、緊急の必要性があり、あっせんの申し立てを待つとまがない場合には、障害者、その家族その他の関係者からのあっせんの申し立てを待つことなく、市長が直ちに当該事案に係る事実について前項の調査を行うことを定めていますという形に修正をさせていただきました。

それだけでしたかね、ですね。以上のように修正案を作成いたしましたので、ここから委員の方からご意見等をいただきたいと思いますが、ちょっと考えていただいている間に、

きょう総務部長と、それから健康福祉部長にご臨席いただいているので、総務部長から一言ずつちょっと前後になって申しわけないですが、ご挨拶だけよろしくお願ひいたします。

○ 辻総務部長

総務部長の辻でございます。

この委員会のほう精力的にご活動いただいている。私、初回にお邪魔させていただいてから担当のほうから逐次報告をもらっておるわけでございますが、非常に今後に向けて大切な事案のご検討をいただきております。十分参考にさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

永田健康福祉部長、よろしくお願ひします。

○ 永田健康福祉部長

どうもありがとうございます。

私も途中の経過を見せていただいている。また、この途中の経過自体もそれが大事な部分があるのではないかなど、この障害者差別の解消を図っていくについて、きょうもインターネットの中継もありますけど、市民の方も見ていただく、関心を持っていただいて一緒に考えていくというのが大事であると思います。よろしくお願ひします。

○ 中川雅晶委員長

よろしくお願ひいたします。

それでは、委員の皆さんからご意見、ご質疑を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 樋口龍馬委員

よろしくお願ひします。

5ページのハイライトしてもらっているところで、ＩＣＴ等を活用した予約制度を導入

して待ち時間が少なくなるようなというふうに書いてもらってあるんですが、いろいろこの仕事をしていて、障害者の方たちからお声を聞くと、その肢体不自由の方たちが市役所で手続したいときになかなか出てくることができないんだけど、窓口手続しか認めてもらえないようなものがいっぱいあって、何とか緩和して郵送対応とかしてほしいんだみたいな話をよく聞くんですね。医療機関に対してはこういうことを求めていきながら、どうやって在宅で市のサービスを受けていくきっかけ、入り口をしていってもらうんだというようなことは、この条例中には市の責務のところで概念的には触れてもらっているものの、この条例にフックしてそこを担保できるのかというと解説中にもないので、現状そういう声があるのかないのか、よろしければ理事者のほうに確認させていただいて、そういう声があって、この条例で対応がしづらいということなのであれば、解説中に一文添えていただくようなことができるのか、できやんのか、一度この委員会の中で議論させていただければなと思うんですが、委員長。

○ 中川雅晶委員長

今、そういったまず声があるのかないのか、理事者のほうに確認をさせていただきたいんですが、いいですか。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課、田中です。よろしくお願ひします。

具体的にないかあるかということであれば、恐らくあるということになるんですが、私ども障害福祉課のほうの窓口で申請手続していただく場合に、特に、やっぱり窓口に来れないという方はときどきいますが、その際は、私どもケースワーカーがおりますので、ご自宅に訪問させていただいて、いろんな申請手続をするというような対応はさせていただいております。

ただ、やはり市の窓口にはたくさんの業務がございます。我々ケースワーカーだけで当然対応できないという部分もあるというのも事実ではあります。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

という、そういうあるのでということですが、ここは医療、介護に関する合理的配慮と

いうところの16条の部分なので、そういうものをどこでというところはあるかと思うんですが。

○ 樋口龍馬委員

4条の中なのかなというふうに、市の責務の部分になるのかなというふうには思うんですが、ケースワーカーの数が全然足りていないというのは行政も議会も同じ認識やと思うんですが、1人当たり100人ぐらい持っているんだと思うんですが、今現状で、その部分を手厚くしていけるのであれば、今の行政の現行サービスでも賄えるという考え方ができるのかを最後確認させてもらって、もしそれができるのであれば、ケースワーカーをもう少し充足していくというようなことが検討できる余地の解説等が入れられないかということを議論させてもらえばと思うんですが。

○ 中川雅晶委員長

今すぐそのケースワーカーの増員がどうのこうのとかというのは、ここではなかなか答弁はすぐには難しいかなと思うんですけれども、僕は樋口委員の意図というのは、この医療機関でのＩＣＴとかの活用ということを明記されていて、多分、きょうの午前中も議会のＩＣＴ、議会だけではないと思うんですけれども、市民の皆さんも含めたＩＣＴの活用の検討をいただいている中でのご提案であるのかなというふうに推察はするんですけど、あるならば、当然、そういう人的なマンパワーだけではなくて、ＩＣＴを活用してそういう合理的配慮をする余地があるかないかというところを少し書き足したらどうですかというご意見なんですかね。

○ 樋口龍馬委員

ＩＣＴの活用が果たして肢体不自由の方とかが適なのかどうかわからないところもあるので、いずれかと言えば、マンパワーで解決できるんだったらマンパワーでもいいのかなというふうに思っていまして、予算措置を読み取れるような解説があるといいのかなというふうに私は考えたところなんですが。

○ 中川雅晶委員長

という樋口委員のご意見ですけれども、他の委員さんはこの件に関して。

○ 樋口龍馬委員

ごめんなさい、4条だとちょっと新しく条文をつくるなあかんみたいな話になっちゃうので、16条の1項部分で、市はというふうにあるところで、1項関係の解説中にここで医療及び介護を受けることができるようというふうに書いてあるので、この読み取り方の中で第1項関係中のハイライトしてもらってあるところの、その他の関係者と十分に情報交換するなどの連携を図り、合理的配慮の取り組みが進むように支援に努めるものとしていますのここの中で読んでしまうのか、ここの中で今私が言っているようなことが読めるということなのであれば、会議録に残させてもらったらそれでええのかなというところでもありますし、いやいや、それはもうちょっと丁寧に書いてもいいんじゃないかなということであれば、ハイライト以降のところにちょっと一言加えるのかなとも思うんですが、いかがでしょう、16条の1項関係の中で。

○ 中川雅晶委員長

16条の3項のところに、医療及び介護に関する事業者は、障害者が安心して診療及び介護サービスを受けることができるよう、障害の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮というのは入っておるので、それだけではなかなか厳しいですか。

○ 樋口龍馬委員

医療機関や介護施設というよりも市の窓口の部分でという、もっと入り口のところの話をさせていただいているので、どちらかというと第1項の中で表現できるといいのかなと思ったんですが、これで十分読めるやないかと皆さんおっしゃるのであれば、さっきも言ったようにこの特別委員会の会議録の中に残していってもらえば、こういう話があったよねで今後解決していくのかなとも思うんですが。

○ 中村久雄委員

今の樋口委員のところは、どっちかというと第4条の市の責務のほうの3項のほうで読み取れるかなという気がするんやけど。積極的に意見を聞き、障害を理由とする差別の解消と、窓口対応も積極的に聞くというところで、という気がして今聞いておったんやけど。市の責務やね、市としての窓口対応とかというところなので、さっきの16条は医療や介護

に限定しておるところなので。

○ 中川雅晶委員長

それか……。

○ 中村久雄委員

そういう意見です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

そこもそうですし、第18条の交通、公共施設に関する合理的配慮というところで、公共施設の整備及び管理に当たっては、障害者が円滑に利用できるようにするために、障害の特性に応じた案内、誘導、その他の必要な環境を整備を行うよう努めるものとするというのも市の窓口とかというのであれば読み取れるのかなと思います。ここでどういうようなこと細かくするというのはなかなかあれかもしれないけど、この条文をもとにいろいろな提案をして意思決定をしていくと。

○ 樋口龍馬委員

別に、必ずしもつけ加えなきやいけないと言っているわけではなくて、読めるかということをある程度ここで合意が得られれば何も触る必要はないというふうに思っているんです。ただ、僕のマイノリティな意見で終わってしまうのか、少数の意見として取り上げていって、そういう読み方ができるという整理になるのかというところを担保したいだけで、何も突っ込んでこれを変えようという話ではないわけです。ただ、ちょっとこのままばつと見ただけでは今の解釈はしづらいところもあるのかなと思ったので、ただ、ここで、いや、読めるやんかと皆さんが言っていただけるんやったら、ああ、そうですなと言って、確かに読みますなと言って下げていくんですけども、読めへんですかね。

○ 中川雅晶委員長

いや、樋口委員が指摘されている部分は、大変重要な部分やと思いますし、この上位法の趣旨でもありますし、私どものこの条例の中にそういうところも享受いただかなきやな

らないというところはあるので、決してマイノリティの意見ではないというふうに思っています。

もう一つ、この18条という、それは公共の施設という概念ですし、さっきの指摘されたところは医療の部分ですし、もう一つ第20条というところに情報コミュニケーションに関する合理的配慮というところ、これも障害者との意思疎通に当たっては障害の特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いるよう努めなければならないというところが、これ、あわせて読むと樋口委員が言われたようなこともぴったりと合ってくるのかなというふうに私自身はそう思っていますが。

○ 樋口龍馬委員

委員長から読めるというようなご判断もいただいたところで、私もそういう理解で進めたいと思いますので、はい。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

○ 樋口龍馬委員

失礼します。

○ 中川雅晶委員長

ほかはございませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

お気づきだと思うんですけど、第16条の第2項に入っていました民生委員児童委員というところは、条文のほうは先般の委員会で申し上げたとおり削らせていただいているんですが、解説の部分で第1項関係として第1項の下から3段目から民生委員、それから、児童委員、障害者相談員、その他の関係者と十分に情報交換するなどの連携を図り、合理的配慮の取り組みが進むよう支援に努めるものとするという形で入れさせていただいており

ますので。

ほか。

○ 谷口周司委員

済みません、以前からちょっといろいろ議論になっていた差別の禁止というところを今回条項出しせずに前文というんですかね、前文のほうで対応していくという形で正副案をいただいたところですが、これ、ちょっと先ほども少し説明があったんですけど、正副の中で条項出しをせずに前文に入れていくというところだけ、もう一度、ちょっと説明だけ詳しくいただければと思うんですが。

○ 中川雅晶委員長

わかりにくかったですね。済みません。

まず、そもそもに障害者基本法というのがあって、ここに明確に何人も障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。これをもとにして障害者差別解消法は具体的にというか、これをどう進めていくかというのが障害者基本法と障害者差別解消法の関係性だと思います。

本市においては、四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例、これは障害者差別だけではなくて、あらゆる差別に対して市が実施する施策に協力するとともに、基本的人権を相互に尊重し、みずからも差別及び差別を助長する行為をしてはならないという文が入っていて、今回、この仮称、障害者差別解消の四日市の条例は、障害の差別について特化して合理的配慮を促進していくという条例となっています。そういう関係で、まずは、上位法である障害者差別解消法の、またその根拠にしているのが障害者基本法であるという関係性と、四日市市がさらに四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例の中に明確に差別のあらゆる差別の禁止を明確にしているというところと、相まって、例えば、もう、ここに条文を入れてもさしてそんなに内容的にはどうかなと、重複させる——皆さんのが重複してでもそこへ入れろという意見であるかもしれないですけれども——そうではなくて、もう十分にその辺の部分は法的に担保された上で、最初から申し上げている今回の私たちの条例は、理念条例ではなくて、いかにそれを届けられるか、もっと言えば、合理的配慮がどれだけ促進できるかという条例の趣旨から行くと、より市民にわかりやすくするために、余り差別の禁止ばかりを入

れ込むというよりも、できればこの合理的配慮の促進というところに重きを置いていると
いう条例の構成のほうがいいのではないかという正副の考え方もあるって、そういうような
形で整理をさせていただいたところです。

○ 谷口周司委員

わかりました。詳しく説明いただいて理解させていただきましたので、ありがとうございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

そのほかこの点はとか、てにをはでもいいんですけど、何か気づくところがあれば。これは、あくまでもパブリックコメントに出す素案ですので、そのパブリックコメントから
いただいた意見によっては修正することもあり得る話であるということは念頭に置いて
いただきたいなというふうに思っておりますし……。

○ 樋口龍馬委員

ちっちゃいところなんんですけど、誤字で、9ページ、を将来にわたって禁止しが禁止じ
になっているので。10ページを見ると、を将来にわたって禁止しになっているので、多分
禁止し、なんでしょうけれども、禁じなのか禁止しなのか、今ここで修正いただいたら
我々手元で直せますので、どちらで。

○ 中川雅晶委員長

どっちのほうがいい。この国語力のない僕に聞かないで。将来にわたって禁止しのほう
がいいですかね。

樋口委員、どう思われますか。

○ 樋口龍馬委員

解説と文言をそろえたほうがわかりやすいのかなというふうに思いますので、解説中で
禁止しというふうにありますので、禁止し、の修正でよろしいのではないかと思います。

○ 中川雅晶委員長

では、そのようによろしいですかね。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます、鋭いところを。

ほか、ございませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

それでは、このように整理をさせていただきたいというふうに、パブリックコメントの素案としてこのように整理をさせていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

どこにどうやってあるのかがちょっとわからんけど、県のほうを見ておってもあれやけど、団体か何かに話を聞くとありますやんか、最終的に。三重県の条例でも、何かどこかにあったよね、何とか委員会の話を聞くというやつが、三重県議会資料でもどこかに、一番最後のほうやったかな。だから、後は、今言うようにその差別のあかん、花をとるか実をとるかみたいな話でいくと、実をとるほうでいったという話の世界でいくと、そうしたらやっぱり実がならなあかんとなると、やっぱり当事者の意見をどう聞くかというのが何か県の条例か何かはあったような気がするんやけど、これ、市ってどこかに入っておったのかなと思って。何条にあったんやったかな、確認だけ、いや、私はどっちかというとまだいまだに——いいんやけど、これで——やっぱり差別は禁止すべきやというのがあってこそ話の世界かなと思っておるもんで、それを上位法があるので、実をとるという話でいくんやったらもっと具体的に実をとらなあかんのかなと思うところもあるので、そこは見解の相違かなと思っておってさ。どこかに、三重県議会の資料の中でもどこかに見直し規定か。

○ 中川雅晶委員長

見直し規定ですか。

パブリックコメントをかけて、いろんな意見を聞かなきやいけないというやつですかね。

○ 川村幸康委員

も含めてさ、そこらきちっと言えるような体制に、そうしたらもうそこまでやらなあかんのかなとは思っておるので。さっき見ておってよう探さんだもんでさ。要は、パブリックコメントで恐らくいろいろな方から聞けばそれはそのとき見てもええんやろうと思うけど、私の中ではもっときちっと差別の禁止というのをうたって、うたった中で市の条例としてはそういう障害者差別の解消のやつをうたうということが、やっぱりベストかなと。

○ 中村久雄委員

三重県議会の、検証の機会を設けると場合とその留意点というところですか。

○ 川村幸康委員

そうやな、何ページになるのかな、それ。

○ 中村久雄委員

県議会の資料6の32分の31。

○ 川村幸康委員

最後のほうにあったよね。30もそうやろうね、施策等の検証についてもうちょっと書いてあるよね。

○ 中川雅晶委員長

施策等の検証についてというやつ。

○ 川村幸康委員

具体的にね。そこをきっちり市のほうでもつくる、30、31、32を見ておると、県議会は

そこがしっかりとおるなと思っておって。県議会は当然差別はあかんとさきに書いておるし、差別の解消というのは、差別があかんということが前提やけど、やっぱり条例に差別がない、あかんというのが書いてなくて、差別の解消というのは、私の感覚で行くと少し足らんのかなと思っておるもんで、できれば差別の解消というのはきっちり入れるべきかなと。これ、国で障害者団体が闘ってきたときもこれが載らんだわけやでさ。実をとつて妥協してこの辺になったんやろうなと俺は思っておるので、それからいくと末端の市町村でそれは入れることもあってもいいのかなというふうに意見としてな。特別委員会の中の委員の意見としてでもええし、ただ、俺はやっぱりあくまでもパブリックコメントが出てきた場合に含めても落としどころでそうしたら考えるんなら、正副委員長案をあれするならばやっぱり何か個別具体的な政策を落としてやっていくというときやったら、やっぱり当事者の意見を聞くというところももう少しあかりやすく具体的に書かなあかんやろうなとは思う。もうラストやって日程もわかつておるので、それ以上も言わへんしあれやけど、できればそれはやっぱり入れるべきかなと。

あと、パブリックコメントを含めて出してきて、またどういう条例にするかということになるんやろうで、そのときにまたそういう意見があれば、それはもう一遍、余地だけは残しておいてほしいなということを言って下がりますわ。

○ 中川雅晶委員長

もう、川村委員の合理的配慮に感謝いたします。

例えば、私どもの三重県との関係性というか、三重県の条例は何で入ってというところもなぜ入れるのかなといろいろ考えてみたんです。三重県には人権が尊重される三重県をつくる条例というのがあって、それは、これも確認をさせていただいたんですが、この中にやっぱり差別の禁止というのが入っていないんですよね。だから、今回の障害者差別解消条例、三重県の案には多分その辺を条文化していくという流れがあるのかなと推察はするんです。本市にはやっぱりこのあらゆる差別をなくす条例というところで、やっぱりその辺は明確に入っているという部分があったので、そういう部分でも三重県との関係と、それから三重県条例と、この間この特別委員会でも県条例と市条例のすみ分けは役割分担というところの話の中においても、その部分は三重県条例もしっかりと明記されているということは、当然三重県条例はこの四日市にもかかってくる話ですので、というところで少し正副としては判断をしたんですが、確かにパブリックコメントの結果を見て、その辺

はもう一回再考することもあり得るのかなというふうには思っておりますし、パブリックコメントも広くパブリックコメントするのと、前回参考人として来ていただいた団体等には全て文書でご意見を伺うように手配させていただくようにしますので、その辺のご意見も実際に伺ってみたいなというところはありますまして、今、川村委員がおっしゃったところであります。よろしくお願いします。

というところで、続いて、パブリックコメントですが……。

○ 竹野兼主委員

条例の名前が先じゃないの。

○ 中川雅晶委員長

そうですね、条例の名前がないとパブリックコメントを出せない。済みません、条例の名前案を資料の何ページやったかな、4番に条例の名称について正副案というのを添付させていただきました。

一つ目が、四日市市障害者差別解消条例。

二つ目に四日市市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例。

三つ目に四日市市障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例。

四つ目に四日市市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例。

一応正副ではこの四つを考えて提案をさせていただくんですが、ぜひ委員のさまざまな意見を伺いたいと思います。

○ 川村幸康委員

私は2がええかなと思って。

○ 中川雅晶委員長

2ですか。

○ 川村幸康委員

当然、1も3も4も悪くないけど、当然差別はあかんし、今でも基本法があつてやっているんだけど、なかなか遅々として進んでいかんということであれば、前へ進めるという

ことでいくと、これ、推進かなという感じもするので。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

なるほど、2番。何か2番の意見がふんふんという意見が多そう。

ほか、委員の方。

○ 樋口龍馬委員

別に2番で大枠はいいと思うんですけど、差別の解消のというのはちょっと耳ざわりが悪いなと思うんですね。のを1個削るのか、差別の解消を推進する条例とかにしてしまうとか。

○ 中川雅晶委員長

差別の解消をね。

○ 樋口龍馬委員

推進する条例という。に関するとかややこしいのかなと。

○ 中川雅晶委員長

の、はそうやね。そうやな、おっしゃるとおりですね。また、国語力を指摘されました。

○ 樋口龍馬委員

を推進する条例みたいな感じでいかがでしょうか。

○ 石川善己委員

賛成。

○ 中川雅晶委員長

樋口委員は、四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例……。

○ 石川善己委員

の、がなしでもええのかな。

○ 中川雅晶委員長

差別の解消推進に関する条例。

○ 石川善己委員

差別解消を推進する条例とか、そういうの。差別と解消の間の、の、が要らんのかな。

○ 中川雅晶委員長

これ、要らないですよね。差別解消……。

○ 石川善己委員

を推進する条例か、もしくは、差別解消の推進に関する条例。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

差別解消の推進に関する条例、どっちがいいですかね。

○ 三木 隆副委員長

2以外で聞いたら。2でもう決まった。

○ 中川雅晶委員長

2以外で誰かこれのほうがいいんじゃないかなって。

○ 竹野兼主委員

雰囲気としては住民の人たちというか、障害を持っている人に、わかりやすいというの
は人にやさしいな、生きるまちづくり条例みたいな、4番というのもええのかなと思って、

というふうに思いました。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員

これについては、正副委員長が一生懸命考えていただいたので、どれに決めてもらっても反対はしないという。

○ 中川雅晶委員長

どうですかね、雰囲気的には2が多いんですかね。

○ 荒木美幸委員

竹野委員のおっしゃるのすごくよくわかって、私もそれは感じたんです。この平仮名の多い文言のほうが何かやわらかい感じがするんですが、でもこの条例の趣旨というか、強く推進するという肝のところを市民にわかりやすく伝えようと思うと2番がいいのかなと私も実は個人的に思ったところでございます。

(発言する者あり)

○ 荒木美幸委員

お気持ちはよく、お気持ちの部分については同じかなと思いました。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

○ 中村久雄委員

私は2番の樋口委員の言ったやつが、これがはっきりとこの条例の内容をぐっと指しているかなというふうに思います。四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例というのがいいかなというふうに感じます。

以上。

○ 中川雅晶委員長

文言をもう一回確認しますけど、今中村委員が言われた四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例、違いましたか。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

差別解消を推進する条例……。

のは入っているんですか。

○ 中村久雄委員

差別の解消を。

(発言する者あり)

○ 石川善己委員

の、が二つ続くのが嫌なだけなので、その後ろが、をになるんやったらここに、のが入っても別に。

○ 中川雅晶委員長

竹野委員のご意見はもう正副の意を酌んでいただいたんですが、皆さんやっぱり2番の四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例というところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

じゃ、そういう形でパブリックコメントの条例名称、そして条例案という形でさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

二つ目のパブリックコメントの実施についてですが、まず、今後のスケジュールについて確認をさせていただきます。

パブリックコメントの実施については、2月22日の代表者会議に諮らせていただき、資料としておつけしましたパブリックコメント実施要領に基づいて3月1日から3月30日までパブリックコメントを実施させていただきたいと考えております。

その後、集まった意見を後ほどお諮りする次回の日程に間に合うよう正副で整理をさせていただきたいと思いますが、このように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

先ほど申し上げたとおり、パブリックコメントは、多くホームページで募集をしますとともに、参考人として来ていただいた諸団体の皆さん、関係団体の皆さんに文書でご意見の募集をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それから、また、地区市民センターでも公表させていただき、市民の方に広くご意見いただくようにさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

では、パブリックコメントはそのような形で取り計らっていきますのでよろしくお願ひをいたします。

それから、次回の日程ですが、そこに日程案、次回、このパブリックコメントの回答を整理させていただき、4月中に条例文を確定させていただきたいというふうに考えております。

その後につきましては、定例月議会の初日上程として議案を提出する場合は、初日の3週間前までに議案を提出することになりますので、例えば、6月定例月議会に初日に上程しようとすると、5月21日までに議案を提出するといったスケジュールになります。その後、議決を経て公布の日から条例の施行をさせていただくというような流れになるんですが、となると、4月中に1回ないし2回この特別委員会を持たせていただきかなきやいけないということで、第12回の案として4月の16日月曜日の午後1時半から、もしくは、4月17日の午前10時または午後1時半から、第13回目として4月26日午前10時、もしくは、4月27日午前10時または午後1時半という形で少し日程を押さえさせていただきたいと思うんですけど、この日、絶対にだめやというありますか。

○ 樋口龍馬委員

僕、ちょっと17日が都合が。

○ 中川雅晶委員長

17日両方。

○ 樋口龍馬委員

はい、済みません。

○ 中川雅晶委員長

じゃ、12回目は4月16日の午後1時半でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

よろしくお願ひします。

○ 川村幸康委員

私都合が悪いけど、もうそれならやっておいて。

○ 樋口龍馬委員

17日、僕、いないんですけどいいですよ。

○ 中川雅晶委員長

川村委員がいないと……。

○ 川村幸康委員

ちょっと言っておいていい、もう来やへんではほんなら。

パブリックコメントをとると、前でもそうだけど、条例案出して、結局議会側もそれが

ベストとして判断して出すんやけどこの特別委員会でも、でもパブリックコメントを聞いてそこは全然足らんところだなと思うときに、ベストやったと思ったけど、パブコメ入れてもう一遍少しなぶらなならんのだったら、今委員長が言われたように、6月とか、そんなの考えやんでもええんと違うかなと私は思っておるところが実はあって、慌てやんと。だから、パブコメはパブコメで尊重する。行政手続的には行政はもう出して、パブコメを出したんやで議会は認めよといって議会もいろいろ言うことがあるんやけど、議会側がつくるやつはパブコメを聞いて、もし、これがというような意見が出たらそれはつくって、少しスケジュールが遅くなってもやるというような考え方でやったほうのが私はええと思っておるもんで、そこらはまた正副委員長で相談していただきて、そういうやり方をしてもらえればなと思っています。

○ 中川雅晶委員長

大切なところで、決して焦っているわけではなくて、最短のスケジュールとしてはそういう形を想定しているというだけで、今言われたようにパブリックコメントで大変重い課題で議論をするものであれば、やっぱりそこは無視していくとかということではなくて、やっぱり議論しなきゃいけないと思いますので、それは正副、決して焦っているわけではないので、できればよろしくお願ひいたします。

○ 中村久雄委員

ほかに日程はないの。

○ 中川雅晶委員長

そうやな、16、17日……。

○ 橋口龍馬委員

僕が16日おらんかったらみんなそろうんだなと。

○ 中川雅晶委員長

17日は1日ですか。

○ 樋口龍馬委員

僕がちょっと……。

○ 竹野兼主委員

12回で終わる可能性もあるんやろう。

だから、12回で終わる可能性もあると。

○ 中川雅晶委員長

それは、パブリックコメントの内容で、先ほど川村委員が言わされたとおり……。

○ 川村幸康委員

とりあえず16日と決めて、私がスケジュールがつけばあれやし、つけなかつたら勘弁していただいて。

○ 中川雅晶委員長

わかりました。

じゃ、とりあえず16日を12回目とさせていただけ、13回目の4月26日ないしは4月27日で都合の悪い方は。

26日が皆さん委員会がある。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

だから、26日の午前のほうがいいですかね。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

じゃ、13回目は4月26日本曜日の午前10時ということで予定のほうを入れていただきますようよろしくお願いをいたします。

ありがとうございます。

○ 石川善己委員

済みません、パブコメの件でちょっと確認だけしたいんですが、以前、意見交換においていただいた皆さんとか団体さんへは特別な何かこのパブコメで送ってどうのというところというのを考えて……。

○ 中川雅晶委員長

今、先ほど。

○ 石川善己委員

ごめんなさい、ちょっと聞き落としていたんですかね。

○ 中川雅晶委員長

8月に来ていただいた団体には全て文書で送付させていただいて意見のほうを求めるとして考えています。

○ 石川善己委員

ごめんなさい、私聞き落としていました。済みません。

○ 中川雅晶委員長

そのほか、何かございますでしょうか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

じゃ、以上で本日の障害者差別解消条例等調査特別委員会を閉じさせて……。

その前に、もし、てにをはで修正がある場合、もう一回条例を読み直してちょっと国語的に文法的にてにをはで修正がある場合は、正副で直させていただくことだけご了解ください。

後ほど全て確定したやつは配信させていただきますので、了承いただきますようよろしくお願ひいたします。

では、以上で特別委員会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

14：35 閉議